

		Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																		
		1. 就学援助制度の周知方法																																		
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)										
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子に就学援助制度の案内を記載	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の案内を記載	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の案内を配布	カ. 入学時に就学援助制度の案内を配布	キ. 年度の進級時に就学援助制度の案内を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容					(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容						(8) (7) のカの内容					
		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. 申請を希望する者が学校に提出	ク. 申請を希望する者が学校に提出	ケ. 申請を希望する者が学校に提出	コ. 申請を希望する者が学校に提出	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. 申請を希望する者が学校に提出	ク. 申請を希望する者が学校に提出	ケ. 申請を希望する者が学校に提出	コ. 申請を希望する者が学校に提出	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. 申請を希望する者が学校に提出	ク. 申請を希望する者が学校に提出	ケ. 申請を希望する者が学校に提出	コ. 申請を希望する者が学校に提出					
		15	15	14	11	3	9	5	12	14	0	1	3	3	0	1	12	2	0	0	9	0	5	0	0	0	0	1	1	5	0	10	6	2	2	
富山県	入善町	○	○		○			○	○							○					○									○		○	○			
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○								○				○									○		○				

都道府県	市区町村名																																																
		<中学校>（１） 実施・検討状況について								<中学校>（２）（１）の力の内容								<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期										<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）											
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入生やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	その								ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	その	<中学校>（６）（５）の工及びオの内容																
15	15	15	0	0	0	0	0	0							15	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
富山県	入善町	○													○								○																										
富山県	朝日町	○													○												○																						

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率						
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) (1) で ソ、タ又は チに○をした 場合、生活 保護基準 率に掛ける 係数(倍 率)		(3) (1) で ツ に○をした 場合、市区 町村税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)						
都道府県 市区町村名		ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税 の減免	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保 料の免除	オ、国民 健康保 険法の除 料の減免 または保 険料の猶予	カ、児童 扶養手 当の支給	キ、保護 者や職業 安定会 員日雇 労働者	ク、PTA 会費、学 校給食 料の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付時期 の悪い 食、登 校、等 が原因 の者また は学用品 等に不 自任し ている 者等で 保護者 の生活 状態が きつめ で悪い と認め られる もの	シ、経済 的な理 由による欠 席日数 が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪い と認め られる者	セ、生活 福祉資金 貸付金 の貸付け	ソ、生活 保護の基 準に一定 の係数を 掛けたもの (生活保 護の基 準額を 参照して 自動的に 要件が変 化するもの (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍、 1.5倍 (4)を 係数(倍 率)を (4)に 記入し てくださ い。))	タ、生活 保護の基 準に一定 の係数を 掛けたもの (生活保 護の基 準額を 参照して 額を定め るもの (例：生 活保護の 額(394 万円)、 1.5倍 (255万 円)等) (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくださ い。))	チ、特別 支援教育 費の必要 と認めら れる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくださ い。))	ツ、市区 町村税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくださ い。))	テ、離職 や病気等 事由によ って家計 が急変し た者	ト、その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項		令和6年度
15	15	11	11	10	7	8	11	2	4	6	6	4	3	4	4	5	0	10	0	1	4	15	0	4		0		15
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1					0	
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1					0	

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
15	15	0
富山県	富山市	
富山県	高岡市	
富山県	魚津市	
富山県	氷見市	
富山県	滑川市	
富山県	黒部市	
富山県	砺波市	
富山県	小矢部市	
富山県	南砺市	
富山県	射水市	
富山県	舟橋村	
富山県	上市町	
富山県	立山町	

		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
15	15	0
富山県	入善町	
富山県	朝日町	